

責任分担表

種 類	内 容	指定管理者	青梅市
法令等の改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の改正	協議事項	
施設の運営業務	施設の運営、苦情処理等	○	
自主事業	自主事業の実施	○	(自主事業の承認)
施設の維持管理業務	清掃、施設保守点検、設備法定点検、日常的修繕、警備、植木管理、駐車場管理、駐輪場管理、安全衛生管理、光熱水費支出等	○	
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの	○	
	情報の管理および保護に関するもの	○	
使用の許可等	施設等の使用の承認、使用の制限、使用の条件、使用承認の取消等	○	
利用料金	利用料金制に伴う利用料金の收受業務、利用料金の減免、利用料金の還付等	○	(料金の承認)
災害時の対応	待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等	○	(指示)
	本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による運営リスクおよび災害復旧	協議事項	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ	○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率の変更		○
金利	金利変動	○	
運営費の膨張	市以外の要因	○	

施設・設備・備品等の損傷に伴う修繕関係	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者が設置した設備・備品	○	
	その他のもの（修繕限度額の範囲内の場合）	○	
	その他のもの（修繕限度額を超える場合）		○
備品	備品の管理	○	
事故対応	被害者対応、関係機関への報告等	○	（指示）
損害賠償	指定管理者の管理上における ^{かし} 瑕疵および責めに帰すべき事由による損害、これに伴う休業損害	○	
	施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の発生等により周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害	○	
	市の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害		○
	指定管理者の責めによる施設管理または運営上の ^{かし} 瑕疵による事故	○	
	上記以外による損害	協議事項	
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用	○	
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用	○	